

東労基発 0324 第 2 号
令和 8 年 3 月 24 日

全国芸能従事者労災保険センター
代表者 殿

東京労働局労働基準部長



労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正について

労働基準行政の運営につきましては、平素から格別に御理解、御協力いただき、御礼を申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）が令和 7 年 5 月 14 日に公布、順次施行されています。

改正後の法律においては、個人事業者等（フリーランス・一人親方などのほか、中小事業者の代表者や役員も対象）にも、各種の措置を講じることが定められました。

個人事業者等の皆さまへ向けた労働安全衛生法改正の主なポイントについて、リーフレットを作成しましたので、御活用いただき、貴団体の会員に対し、貴団体の広報媒体等を通じた周知に御協力を賜りますようお願いいたします。

労働安全衛生法改正の主なポイントについて

個人事業者等(フリーランス・一人親方などのほか、中小事業者の代表者又は役員も対象)にも、労働安全衛生法の改正により、各種の措置を講じることが定められました。

1. 注文者による配慮が明確化(R7.5.14施行)

全ての注文者(建設業の元請、荷主、業務委託者など)は、作業方法、納期等について、安全衛生を損なう条件とならないように配慮しなければならないことが明確化されました。

2. 元請事業者の統括管理の対象が全ての作業者に拡大(R8.4.1施行)

建設業、製造業などの元方事業者が災害防止のために行う指導や連絡調整等の対象が、労働者だけでなく、個人事業者等を含む同一場所で働く全ての作業従事者に拡大されました。

3. 個人事業者等による労働基準監督署への申告制度(R8.4.1施行)

個人事業者等が就業する場所や請け負った作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合においては、労働基準監督署へ申告できるようになりました。

4. 個人事業者等の災害報告制度(R9.1.1施行)

個人事業者等が業務上の災害に遭った場合、災害内容を労働基準監督署へ報告する仕組みができました。
※具体的な報告方法は後日、別途決まります。

5. 個人事業者等自身にも安全に関する措置が義務化(R9.4.1施行)

労働者と同じ場所で仕事をする場合、個人事業者等も以下の義務を負うこととなりました。

- ・構造規格や安全装置を具備しない**危険な機械の使用禁止**
- ・フォークリフトなど特定の機械について**定期自主点検の実施**
- ・アーク溶接など危険・有害な作業に就く際の**安全衛生教育の受講**

6. 作業場所を管理する者への連絡調整措置が義務化(R9.4.1施行)

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの)に対して、その管理する場所において危険・有害な業務を行う場合に、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられました。

(作業場所の例：建設現場、商業施設のバックヤード、物流センター)

『フリーランスや一人親方なども、労働者と同じように安全面で保護され、また自らも守る義務を負うようになります』

『事故が起きたときの報告制度や、現場管理者の調整義務も整備されます』

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/anken_eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/index.html



東京労働局 労働基準監督署

～トップが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～



Safe work
TOKYO



ダウンロード
はこちらから